

## 学校感染症(インフルエンザ以外)の出席停止について

保護者様

令和 年 月 日  
大阪府立三島高等学校長

医師により下記感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条により、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。

つきましては、主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。登校する時は、右記の「出席停止 証明書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

	感染症	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)及び鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
	第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)除く)
第二種	百日咳せき	特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 担当医様

日頃より本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。

登校してよいと診断されましたら、下記「出席停止 証明書」へご記入いただき、生徒または保護者に持たせて学校に提出させていただきますようお願いいたします。

## 出席停止 証明書

年 組 生徒名

1. 病名
2. 出席停止期間 発症した日 : 月 日 ( ) 登校許可日 : 月 日 ( )
3. 学校への連絡等

上記の通り証明します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印